

75歳以上
の人へ

後期高齢者医療被保険者証をお届けします

国保の保険証は配達記録郵便でお届けします

毎年3月末に行っている保険証の切り替えは、郵送で行います。3月19日(水)～24日(月)の期間に配達記録郵便でお届けします。

●郵便局での保管期間は3月30日(日)まで

留守などで、配達できなかった世帯には、「不在配達通知書」が届きます。保管期間以後(3月31日(月)から)は、役場でお受け取りください。

●高齢受給者証も一緒にお届けします

70歳以上の人々に交付している高齢受給者証も、新しい受給者証を交付します。保険証と一緒に郵送します。

●役場で受け取る場合は、3月7日(金)までにご連絡を

役場で直接交付を希望する人は、3月7日(金)までに、お問い合わせください。受け取った保険証は4月から使用できます。

○受取日 3月19日(水)～31日(月)(土・日・祝日を除く)

持つ
ぐるもの

- ①現在お使いの平成19年度保険証
- ②印かん
- ③本人確認ができるもの(免許証など)
- ④世帯員以外の人が受け取りに来る場合は、世帯主からの「委任状」

新しい保険証はカードタイプに変わります

新しい保険証は、一人に一枚のカード型になります。これまで一世帯に一枚交付していましたが、家族がそれぞれ持つことができる、病院での利用や旅行での携帯なども便利です。

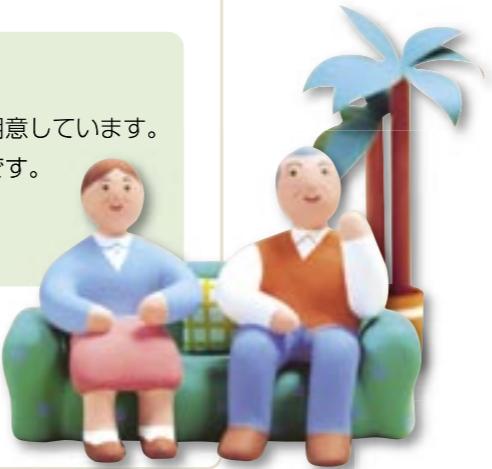
※退職者医療制度に該当する人は、保険証の色は同じで「退職被保険者証」と表示しています。



カードタイプになったら、ここに注意！

- 保険証の破損などに注意してください。保険証ケースが必要な人は、役場に用意しています。
- 変更(転居や社会保険の加入など)を行う場合は、該当者全員の保険証が必要です。
- 有効期限を過ぎた「平成19年度保険証」や「高齢者受給者証」は、各自で適正に処分してください。

問い合わせ
役場保険医療対策室 国保医療係 ☎(293)3114



3月19日
(水)から

国民健康保険証は 郵送でお届けします

4月から、県内に住所を有する75歳以上の全ての人(一定の障害がある人は65歳以上を含む)は、「後期高齢者医療制度」へ加入することになります。

今まで使っていた保険証は使えなくなります

この制度では、被保険者一人ひとりにカード型の保険証が交付されます。保険証は、3月中旬から下旬にかけて、配達記録郵便でお届けします。4月1日以降に医療機関で医療を受けるときは、この保険証が必要になります。

※今まで使っていた国民健康保険や社会保険などの保険証、老人医療受給者証は使えません。

保険証と同時に交付されるもの

- ①後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証
- ②後期高齢者医療特定疾病療養受療証

※現在、老人保健制度で①、②を持っている人に、交付されます(手続きは要りません)。持っていない人には、保険証のみをお届けします。

保険料を4月からお知らせします

後期高齢者医療制度は被保険者一人ひとりに、保険料を負担してもらいます。この保険料の金額などを記載した通知書を4月から送付します。

保険料は、年金から差し引かれますが(これを特別徴収と言います)、年金が年額18万円未満の人は、納付書などで個別に納めてもらいます(これを普通徴収と言います)。

平成19年9月末時点

保険料の通知書は

国民健康保険に加入して「特別徴収」に該当する人

4月にお届けします

国民健康保険に加入して「普通徴収」に該当する人

8月にお届けします

被用者保険(社会保険など)に加入して被保険者だった人

10月にお届けします

被用者保険(社会保険など)の被扶養者だった人

障害認定を受け、老人医療を受けている人は65歳から

現在、65歳から74歳で老人保健制度の障害認定を受け、老人医療を受給されている人は、自動的に4月1日から後期高齢者医療制度の被保険者となります。

※なお、申し出を行うことで、障害認定を辞退することができます。詳しくはお問い合わせください。

保険証は3月12日(水)から発送します

問い合わせ

役場保険医療対策室 国保医療係 ☎(293)3114
県後期高齢者医療広域連合 ☎(368)6511

